

日・比租税条約改正議定書

- 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止すること等を主な目的とするもの。
- フィリピンとの間の現行の租税条約は昭和55年に発効したものであり、緊密化する両国間の経済関係を踏まえ、およそ25年ぶりに改正するもの。

所得源泉地国課税の軽減

配当: 引下げ(親子会社間以外: 25%⇒15%) 及び親子会社間の
認定要件の緩和(25%⇒10%以上の株式保有)
利子: 引下げ(公社債等以外: 15%⇒10%)
使用料(著作権、特許権等): 大幅引下げ(映画フィルム等以外
25%⇒10%)

両国間の投資交流の促進

みなし外国税額控除の適用 期限を10年に設定

※みなし外国税額控除については、途上国支援の趣旨があったが、課税の公平性や中立性に反するとの指摘がなされており、近年締結した租税条約においてはできる限り見直し・縮減を図ってきている。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、原則としてこれに沿って交渉している。

- フィリピン進出の日本企業は525社
- 対比投資分野は、製造業(エレクトロニクス、自動車関連等)が中心

- 日本進出のフィリピン企業は10社
- 対日投資分野は、金融、サービス等が中心

(参考) 今後の交渉相手国(平成19年3月現在)
●アラブ首長国連邦(交渉中)
●クウェート(交渉中)
●オランダ(交渉中)
●オーストラリア(交渉中)
●パキスタン(交渉中)
(注)フランスとの租税条約改正議定書を、本議定書同様、今国会に提出予定。